



# 11月中旬から通知カードを郵送

## 1 マイナンバーとは？

マイナンバー（個人番号）は、平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住民1人1人に指定される12桁の数字です。平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類に、マイナンバーを記載することが必要になります。なお、マイナンバーは原則として生涯変わりません。

## 2 すべての方に「通知カード」を郵送

マイナンバーが記載された「通知カード」は、11月中旬から順次、世帯主宛に簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）で郵送します。

居所情報登録申請をされた方については、登録された居所に郵送しますので、確実に受け取ってください。10月6日以降に新たに住民票が作成された方にも随時郵送します。

## 3 配達時に受取人が不在の場合は、郵便局で一時保管

簡易書留は、ポストへの投函ではなく郵便局員が手渡しで配達し、受領印を必要とするため、配達時に受取人が不在の場合は、配達郵便局で一時保管することになります。マイナンバー専用不在通知（ピンク色）が投函された場合は、お手数ですが郵便局にお問い合わせいただき、再配達もしくは保管郵便局窓口で通知カードをお受け取りください。なお、保管期間（11月末まで）を過ぎると役場に返戻されますので、それ以降は住民生活課でのお渡しとなります。役場に通知カードが返戻された場合は、役場から通知を送りますので、必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。

**郵便局のマイナンバー専用お問い合わせ ☎050-3786-1621（受付時間 8:00～20:00）**

## 4 希望する方に「個人番号カード」を交付

個人番号カードは、現在の住民基本台帳カードに代わって本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体等が条例で定めるサービスの利用や各種電子申請が行えるプラスチック製のICカードです。通知カードと一緒に郵送される交付申請書を郵送または、スマートフォン等によるWEB申請をすると、個人番号カードの交付を受けることができます。申請された方には、平成28年1月以降に交付通知書を郵送しますので、必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。窓口で本人確認をさせていただき、暗証番号を設定していただいた上で交付します。

**交付手数料** 無 料（※再発行は原則800円）

**有効期限** 発行日から申請者の10回目の誕生日まで（20歳未満の方は、5回目の誕生日まで）

※申請方法、受け取り方、必要な持ち物などについては、同封の説明用パンフレットをご覧ください。

